派遣協定書

甲（以下「派遣元」という。）と乙（以下「派遣先」という。）は，施設において感染症が発生し，介護を行う職員に不足が生じたこと等を考慮して，職員の派遣について次のとおり協定を締結する。

（職員の派遣）

第１条　派遣元は，別表に掲げる職員（以下「派遣職員」という。）を派遣先に派遣する。

２　前項の規定による派遣は，派遣元からの出張扱いとする。

（派遣業務）

第２条　派遣元は，派遣職員を別表に掲げる業務（以下「派遣業務」という。）に従事させる。

２　派遣先は，派遣業務の実施に際し，派遣元及び派遣職員に助言を行う。

（業務に従事する場所）

第３条　派遣職員を派遣業務に従事させる施設（以下「派遣施設」という。）は，次の表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 施 設 名 |  |
| 所 在 地 |  |
| 電話番号 |  |

２　各派遣職員が派遣業務に従事する場所は，別表のとおりとする。

（責任者）

第４条　派遣業務に係る派遣元及び派遣先の責任者は，次の表に掲げる施設の管理者をもって充てる。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 施設名 | 職名 | 氏名 | 電話番号 |
| 派 遣 元 |  |  |  |  |
| 派 遣 先 | 派遣施設と同じ |  |  |  |

２　派遣元及び派遣先の責任者は，派遣職員が適正に派遣業務に従事するための措置を講じなければならない。

３　派遣元及び派遣先の責任者は，派遣職員から苦情の申し出があった場合には，互いに協力して迅速な解決に努めなければならない。

（派遣期間）

第５条　派遣職員を派遣する期間（以下「派遣期間」という。）は，令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までとする。

（勤務時間等）

第６条　派遣元が派遣職員を派遣業務に従事させる時間（以下「勤務時間」）という。）及び休憩時間は，別表のとおりとする。

２　派遣元は，派遣職員に時間外勤務（勤務時間以外の時間又は休憩時間に派遣職員が派遣業務に従事することをいう。以下同じ。）をさせないものとする。ただし，派遣先が派遣元に時間外勤務を求めた場合であって，派遣元が必要と認めるときは，当該派遣職員が同意する場合に限り，時間外勤務をさせることができる。

３　派遣先は，派遣職員に時間外勤務を求めてはならない。

（賃金）

第７条　派遣期間における派遣職員の賃金及び手当（休日勤務若しくは時間外勤務をした場合又は深夜に派遣業務に従事した場合の手当を含む。）は，派遣元が負担する。

２　派遣元は，前項における賃金及び手当の費用について、県（派遣元が仙台市内施設（事業所）であるときは仙台市。）への補助申請又は派遣先への請求を行うことができる。

３　派遣先は，前項において派遣元から請求を受けた場合，その費用について県（派遣先が仙台市内施設（事業所）であるときは仙台市。）に補助申請することができる。

（旅費）

第８条　派遣職員が派遣業務に従事するに当たり，当該業務に関する旅費は，派遣元が負担する。

２　派遣元は，前項における旅費の費用を県に請求することができる。

（保険）

第９条　派遣職員派遣の新型コロナウイルス感染症に係る傷害保険は，県が加入する。

（感染の防止）

第１０条　派遣先は，派遣職員の感染症への感染を防止するため，必要な措置を講じるものとする。

（雇用申入れの禁止）

第１１条　派遣先は，派遣期間中において，派遣職員に対して雇用の申入れを行ってはならない。

（従事状況等の報告）

第１２条　派遣先は，派遣期間中の毎日，派遣職員の派遣業務への従事の状況等について，派遣元に報告するものとする。

２　派遣元は，派遣職員の派遣業務への従事の状況等について，必要に応じ，派遣先に報告を求めることができる。

（派遣の中止）

第１３条　派遣期間中において，派遣先における職員の不足が解消したときは，派遣先は，派遣元に対して速やかにその旨を通知するものとする。この場合において，派遣元は，派遣先に派遣の中止を請求することができる。

２　派遣元において感染症の発生により職員に不足が生じたとき，又は派遣元が天災その他の不可抗力によって重大な損害を受けたときは，派遣元は，派遣先に派遣の中止を請求することができる。

３　前２項の規定により派遣の中止を請求するときは，派遣元は，派遣を中止する日及び派遣を中止する派遣職員を明らかにするものとする。

(協定の解除）

第１４条　派遣元又は派遣先は，その相手方が次の各号のいずれかに該当するときは，催告することなくこの協定を解除することができる。

(1) 派遣期間内にこの協定を履行しないとき，又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) この協定の履行に当たり，不正な行為があると認められるとき。

(3) その他協定上の義務を履行しないと認められるとき。

（損害賠償）

第１５条　派遣業務の実施につき，派遣職員が故意又は過失により派遣先又は第三者に損害を与えた場合は，派遣元が賠償責任を負うものとする。ただし，当該損害が派遣先の助言（必要な助言をしなかった不作為を含む。）により生じたと認められるときは，この限りでない。

２　前項の場合において，当該損害が，派遣職員の故意又は過失，派遣先の助言との双方に起因するときは，派遣元及び派遣先は，協議して当該損害の負担割合を定めるものとする。

（その他）

第１６条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義を生じた事項については，派遣元及び派遣先は，誠意を持って協議するものとする。

　この協定の証として本書２通を作成し，派遣元，派遣先が記名押印の上，各自１通を保有するものとする。

令和　年　　月　　日

　 　　　 派遣先（住所）

　　　　 　　　 （法人名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　（代表者名）

　　　　派遣元（住所）

　　　　　　　　　　（法人名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　（代表者名）

（別表）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 派遣職員の氏名 | |  | | |
| 派遣職員の職種 | |  | | |
| 派遣業務 | |  | | |
| 従事場所 | |  | | |
| 派遣日 | | 就業時間 | 休憩時間 |  |
| １日目 | 月　　日（　） | ～ | ～ |  |
| ２日目 | 月　　日（　） | ～ | ～ |  |
| ３日目 | 月　　日（　） | ～ | ～ |  |
| ４日目 | 月　　日（　） | ～ | ～ |  |
| ５日目 | 月　　日（　） | ～ | ～ |  |
| ６日目 | 月　　日（　） | ～ | ～ |  |
| ７日目 | 月　　日（　） | ～ | ～ |  |
| ８日目 | 月　　日（　） | ～ | ～ |  |
| ９日目 | 月　　日（　） | ～ | ～ |  |
| １０日目 | 月　　日（　） | ～ | ～ |  |
| １１日目 | 月　　日（　） | ～ | ～ |  |
| １２日目 | 月　　日（　） | ～ | ～ |  |
| １３日目 | 月　　日（　） | ～ | ～ |  |
| １４日目 | 月　　日（　） | ～ | ～ |  |

注　１　「従事場所」欄は，できるだけ具体的に記入する（建物名，階数等）。

　　２　派遣期間が１４日間を超える場合は，適宜，欄を追加する。